

障がい者雇用、障がい者施設からの物品・ 役務の購入に対する支援を受けたい

「障がい者応援まごころ企業」認定制度

障がい者就労施設等で作る製品や提供するサービスを積極的に購入する企業等を、「障がい者応援まごころ企業」として認定し、県のホームページ等で広く紹介します。

対象者

福岡県内に本社または事業所を有し、以下の①、②及び③に該当する企業等です。

※株式会社、有限会社、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、個人事業主、任意団体などが認定対象となります。

①福岡県内の障がい者就労施設等から1年間に10万円以上の「まごころ製品」を購入しており、当該施設から推薦を受けていること。

※障がい者支援施設、地域活動支援センター、生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）、小規模作業所、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所、在宅就業障がい者、在宅就業支援団体が対象になります。

②障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する「法定雇用障がい者数」以上の障がいのある人を雇用していること。

※法定雇用障がい者数の算定式

$$\text{法定雇用障がい者数} = \text{企業全体の常用雇用労働者の総数} \times \text{法定雇用率} \quad (1人未満の端数は切り捨て)$$

令和2年4月1日現在の民間企業の法定雇用率は2.2%となっており、従業員規模45.5人以上の企業等については、1人以上の障がいのある人を雇用する義務があります。

③暴力団に関与していないこと。

支援内容

(1) 企業イメージの向上

- 県広報を通じ認定企業をPRします。
- 障がい者応援まごころ企業シンボルマークを使用して、自社の社会貢献をPRできます。
(マーク使用例)
 - ・ 会社パンフレットや名刺にマークを印刷
 - ・ 店舗や事務所にステッカーを掲示し、イメージアップに活用
 - ・ 自社製品にマークを印刷し、販売促進に活用

(2) 協力金融機関等による優遇措置

- 県内の協力金融機関（商工中金、北九州銀行）で、優遇措置（所定利率から0.2%優遇）を受けることができます。
- 福岡県中小企業融資制度「ふくおか県政推進サポート資金」の融資対象者（※）となります。
※福岡県中小企業振興資金融資制度要綱に規定された中小企業者が対象

申込方法

下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課 障がい者雇用係
TEL：092-643-3594 e-mail：shouko@pref.fukuoka.lg.jp
県ホームページ「障がい者応援まごころ企業募集」で検索

